

認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明について

多可町では、町内での創業を支援する「多可町創業支援事業計画」を策定し、経済産業省・総務省より認定を受けています。

本計画に基づいて実施する特定創業支援事業による支援を受けた方は、「認定特定創業支援事業を受けた者」として町から証明を受けることができます。

1 交付対象者

認定特定創業支援事業である多可町創業塾で「財務」「経営」「人材育成」「販路開拓」すべての項目を受講し、次の(1)または(2)に該当する者。

- (1) 創業を行おうとする者
事業を営んでいない個人
- (2) 創業後5年未満の者
事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人

2 証明申請について

- (1) 必要書類
 - ① 申請書（2部）…必要事項を記入し押印したものを2部ご用意ください。
 - ② 多可町創業塾修了証書（写）
 - ③ 税務署受付印が押印された開業届（写）※既に開業されている場合
- (2) 手数料
無料
- (3) 提出先
多可町役場 商工観光課
- (4) 注意事項
 - ① 証明書の交付までには、およそ1週間程度かかります。
 - ② 証明書が出来ましたら申請者に連絡いたしますので、窓口へ受取にお越し下さい。

<問い合わせ>

多可町商工観光課 創業担当

〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123

TEL : 0795-32-4779 FAX : 0795-32-3814

Email : shoko@town.taka.lg.jp